

令和6年度から森林環境税（国税）が課税されます。

森林環境税とは、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税あり、令和6年度より国内に住所を有する個人に対して課税されます。

個人住民税均等割の枠組みを用いて年額1,000円を市町村が賦課徴収し、その税収は森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

○令和6年度以降の森林環境税及び個人住民税（町・道民税）均等割の税額

	令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税（国税）	なし	1,000円
個人住民税均等割（町民税）	3,500円	3,000円
個人住民税均等割（道民税）	1,500円	1,000円
合計	5,000円	5,000円

※ 平成26年度から東日本大震災復興基本法に基づき均等割に加算されていた復興特別税は、令和5年度までで終了します。（町民税500円、道民税500円を加算）

○森林環境税の非課税基準

以下の条件に該当する方は課税されません。

	森林環境税	町民税・道民税
課税されない方	生活保護法によって生活扶助を受けている方	
	障害者・未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得が135万円以下の方	
	扶養親族を有しない場合 合計所得が38万円以下の方（収入が給与のみの場合、給与収入93万円以下）	
	扶養親族を有する場合 合計所得が次の金額以下の方 28万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数+1）+10万円+16万8千円	扶養親族を有する場合 合計所得が次の金額以下の方 28万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数+1）+10万円+17万円

※ 国税である森林環境税は非課税基準となる所得の計算式が町・道民税と異なるため、町・道民税が非課税の場合でも、森林環境税が課税される場合があります。

■お問合せ先

役場税務財政課税務係（電話82-2550 内線252・253）